

## 令和5年度第2回寒川町地域自立支援協議会資料における質疑・意見集約表

No.	議題	資料	質疑・意見	意見・質問に対しての方針等
1	2	1	1-1-①今後の取り組み「施設等に的を絞った周知」 ・施設とは何を指しますか？ ・施設に的を絞るとどのような効果が得られますか？	障がいのある人の生活に深く関わりを持つ施設（商業施設や医療施設など）を指します。そういった施設に重点的に情報を提供することで、対象者に対し、より効果的な周知が行えるものと考えます。
2	2	1	「3.3①多様な住まいの確保」について 前回評価から続けて評価が「やや遅れている」となっているので、今後の取り組みの方向性を「継続」から「重点化」にさせていただきたい。	進捗状況としては遅れていると認識していますが、グループホームの確保など、町としての取り組みだけでは解決が難しく、施策としての重点化が困難であるため、今後の取り組みについて「継続」としています。
3	2	1	「4.4②障がい児等及び家族等への支援の充実」について 「今後の取り組み」でフォローアップの記載があり、大切な事なので取り組みに期待します。	まだ始まったばかりの事業であり、取り組みの方向性等模索している段階ですが、受講していただいた方々のつながりが途切れないように、取り組んでいければと考えています。
4	2	1	方向性を「重点化」とした施策について 「やや遅れている」状況を改善するために、新たにどのような事を行うのか具体的な内容を「今後の取り組み」に記載していただきたい。	「重点化」とした施策については、新たな取り組みの大枠を記載したと考えていますが、いただいたご意見を踏まえ、今後の取り組みのために活かしてまいります。
5	2	1	自立支援の促進について、雇用・啓発の遅れを実感している。寒川町在住の利用者からは、地域の中での就職を希望している方が多く、求人少なさに不安を感じている。町の中でミニ面接会等、具体的な取り組みがあると良い。	町単独ではありませんが、ハローワークと連携し湘南地域において、希望者が企業と直接面談をすることができる「ミニ面接会」を実施しております。なお、福祉課窓口においては、町内に限定したものではありませんが、最新の求人情報を閲覧できるようにしております。
6	2	2	資料2の3ページ目の「1基本指針見直し」が資料3のどの施策に入るのかを一枚の資料にまとめていただきたい。	計画案で国からの指針をどのように反映しているかを第3回自立支援協議会【資料3】としてまとめてみました。
7	2	2	2成果目標に関する事項(1)施設入所者の地域生活への移行「施設入所者数から5%以上削減」は見込みのある数字ですか？	こちらで示しているのは、国の指針となります。町の見込みについては、9月末時点までの実績等も踏まえ、今後の会議にて示していく形となります。
8	2	2	2成果目標に関する事項(4)福祉施設から一般就労への移行等「就労定着支援事業～」内容がわかりにくい。	こちらで示しているのは、国の指針となります。町の計画では目標値を表で示しておりますので、多少はわかりやすい内容になるかと思えます。
9	2	2	雇用啓発充実のための就労支援部会の早期設置を希望します。私自身も積極的に参加していきたいと思えます。	国の指針においては「都道府県等が協議会を活用し取組を推進」とあります。町の現状では、複数の部会を持つことは難しいと考えています。必要に応じて、本自立支援協議会における議題として対応していきたいと考えています。
10	2	3	大変わかりやすく良いと思えます。	次期障がい者計画の施策の体系は現障がい者計画の施策の体系と同じものとなっております。体系を変えることなく次期計画に反映できればと考えております。
11	2	4	精神障害者の増が見られ、専門的サービスの充実が必要と感じます。	国の指針の見直しのなかに、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築がありますので、次期計画に新たに盛り込んでいきたいと考えております。
12	2	4	障害福祉サービスの種類と見込量について、障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している方に、地域移行に向けた支援を行う「地域移行支援」の実績が0であることについて、何か考えられる要因はありますか？	障害者支援施設や児童福祉施設から、地域へ移行するケースはありますが、相談支援事業者などが対応するケースがほとんどであり、地域移行支援サービスを利用しないパターンが多くなっています。
13	2	5	ヘルパー不足、施設不足、福祉避難所の設置等、毎年同じ課題が出されているが、解決策の見通しは？	ヘルパー不足や施設不足等については、町の施策のみで対応することは難しいと考えていますが、広報などを利用し、福祉の仕事に目を向けてもらえるよう、周知するなど、町として取り組める事柄を見付け、引き続き対応を検討してまいります。
14	2	5	ヘルパー不足は、町では解決困難かもしれませんが、対応できることはありますか？	なお、福祉避難所につきましては本計画のみで取り扱える内容ではありませんが、引き続き進捗状況を見守りつつ、設置の際には当事者の声を伝えていければと考えています。
15	2	5	どの意見も日々、今困っていることばかりです。課題整理として次期計画に反映されるまでにどのくらいかかるのでしょうか？	第3回以降の協議会にて、課題を反映した形での計画案を示していく予定です。
16	2	5	「障がい者福祉ガイドブック」を福祉課の窓口置くことで、情報提供の一助にならないでしょうか？	手帳の新規取得者や希望者などに対して、窓口にて配布を行っています。また、窓口における制度説明の際などもガイドブックを活用しています。

令和5年度第2回寒川町地域自立支援協議会資料における質疑・意見集約表

No.	議題	資料	質疑・意見	意見・質問に対しての方針等
17	2	5	「選挙の点字広報」、「町長会見の手話通訳派遣」、「避難所にホワイトボード」など障がいへの配慮（合理的配慮）に関する要望については、早めに対応していただきたい。	担当課の状況によって、すべてに対応できるわけではありませんが、各要望内容については、福祉課より伝えてまいります。
18	2		アンケート調査の意見詳細 全ての意見が切実で頷けるものばかりです。これらの意見をどのように汲み取り、福祉計画見直しに活かされていくのでしょうか？回答率が前回と変わらないから良しとするのではなく、多くの意見を受け取るために、思いを受け取ってもらえたと思えるよう改善されたなら回答する人が増えるのではないのでしょうか。	第3回以降の協議会にて、課題を反映した形での計画案を示していく予定です。 すべての意見を反映するのは難しいのが現状ですが、思いを受け止めつつ、計画の改定作業に取り組みます。
19	2		アンケート調査結果報告書について 問62の自由記載では不便・不安を感じている内容が多く、ニーズに合った福祉サービスが不足している事が分かる。今後の取り組みにこれらの意見を取り入れていただきたい。	ニーズに合った福祉サービスが提供できるよう検討していきます。次期計画に反映できるものは取り入れていきたいと考えています。
20	2		「令和5年度寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査結果報告書」に関して、難病患者の方へのアンケート配布についてご協力させていただきました。今後も必要な取り組みについてはご協力させていただきますので、何かあればご相談ください。	アンケートの配布にご協力いただき、ありがとうございました。今後も各委員の皆様にご協力をいただく場面が出てくると思いますが、その際はよろしく願いいたします。
21	3		相談支援事業所に関する情報提供（佐藤委員）から、計画相談と委託相談を兼任している寒川町の相談支援事業所の業務過多が明確になった。この状況の改善が必要だと思う。	計画相談を専門的に行っている事業所は極めて少なく、計画相談と委託相談を兼任していることは、やむを得ないものと考えています。近年、相談件数の増加は著しいものがあり、相談体制の強化については寒川町の重要な課題として考えております。これらの課題を改善するために、相談体制の強化については、次期計画の重点課題にしたいと考えています。
22			第1回協議会の質疑・意見用紙にて、中央児童相談所へ以下の内容を質問しました。 「子どもまたは家族が発達障がいのために虐待が起こっている場合があります。原因に発達障がいに関係しているのであれば、対応や支援が発達障がいの特性に沿っていないと状態が悪化してしまいます。現在、各児童相談所に発達障がいを正しく診断し、適切な助言ができる専門医は配置されているのでしょうか。」 今回、回答の記載がありませんでした。児相は障がいの判定や相談に伺うところでもあるので、発達障がいの専門医がいらっしゃるかと心強いです。ご回答をお願いします。	第1回協議会の質疑があったにもかかわらず、回答の記載がなかったことについては、申し訳なく思います。児童相談所より以下の回答をいただいております。 ※以下児童相談所からの回答 本県の障害児福祉行政において、日ごろから御理解、御協力いただき厚く感謝申し上げます。 さて、「現在、各児童相談所に発達障がいを正しく診断し、適切な助言ができる専門医は配置されているのでしょうか」というご質問をいただきました。本県の児童相談所では、各所に非常勤医師を配置しており、こどもの医学的診断および助言指導に関する業務に携わっていただいております。助言をいただく機会として、月に3回（半日）医療相談の日として精神科医師に相談できる体制を組んでいます。
23			今さらのご相談で大変申し訳ございません。 社協は「障がい福祉関係団体職員（支援者）」の枠で、名簿に掲載をいただいておりますが、「地域」の枠へ変更のご相談は可能でしょうか。「障がい〜」の同じ枠に掲載の、けやぐ、友達、寒川まち食堂の方々は、ここに社協の掲載があることに違和感があるのではとったりしました。 また、「地域」の枠に掲載がある自治会や民生委員には、社協は常に関わりがあり、お世話になっています。	障がい福祉関連業務のみを行っているわけではないものと思いますが、支援者というくくりで、「障がい福祉関係団体職員（支援者）」の枠で継続して参加いただければと思います。